主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人佐々木哲蔵の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であり、同橋一三の 上告趣意のうち、判例違反をいう点は、判例の具体的摘示を欠き、その余は、事実 誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記 録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四七年七月五日

最高裁判所第二小法廷

男		昌	原	岡	裁判長裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官
_		朝	上	村	裁判官
雄		信	Ш	/\	裁判官